

# 子育て支援型 (子育てのための改修工事)

補助金額	～令和8年度から増額しました！～ 補助対象経費の20%(上限60万円) ※ただし、世帯の構成員に3人以上の18歳未満の子どもがいる世帯は 70万円を上限とする。
世帯要件	子育て世帯(※)で、かつ、世帯員全員(三世帯同居世帯は子育て世帯員に限る)の直近の年間所得総額が600万円未満の世帯が行う工事 ※4月1日時点で18歳未満の子どもがいる世帯(申請において、母子健康手帳で出産予定が確認できる子どもを含む。)
住宅要件	豊後高田市内にあり、子育て世帯が居住している住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合を含む。) ただし、離れ等の付属棟のみを改修する場合は除く。 店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にあっては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を申請時まで利用すること。
工事要件	次の第1号から第13号までのいずれかの工事かつ第17号を満たす工事(第1号から第13号までのいずれかの工事とあわせて行う第14号から第16号までの工事を含む。) なお、多子世帯加算型の場合は、次の第1号から第3号までのいずれかの工事を行うこと。  (1)子ども部屋(収納、便所、廊下を含む。以下「子ども部屋等」という。)の増築工事 (2)子ども部屋等の間取り変更工事 (3)子ども部屋等の内装改修工事 (4)子どものために行う便所改修工事 (5)子どものために行う浴室、洗面所改修工事 (6)ベビーカー用スロープ設置工事 (7)テレワークスペース改修工事 (8)キッズスペース改修工事 (9)対面キッチン改修工事 (10)リビングの改修工事【令和8年度新設】 (11)階段の手すり設置等の安全対策を行う改修工事【令和8年度新設】 (12)子どもが遊べるテラスやウッドデッキ設置及び改修工事【令和8年度新設】 (13)その他市長が認める子どものために行う改修工事 (14)高齢者バリアフリー型に掲げる工事(祖父又は祖母が近居する場合に限る。) (15)省エネ改修工事 (16)宅内配管設備工事(合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。) (17)(1)から(13)までの補助対象工事費が30万円以上の工事
施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 (1)豊後高田市内に事業所を有する法人 (2)豊後高田市内に住民票がある個人